

番 号：140913

国 名：ボリビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：農業技術アドバイザー業務（総合営農技術）

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：総合営農技術

(2) 格 付：2号

(3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2014年11月下旬から2015年10月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 9.00M/M、合計 9.60M/M

(3) 業務日数：準備期間 5日 第一次現地業務期間 130日 国内作業期間 2日

第二次現地業務期間 140日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：11月12日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ  
も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

①類似業務の経験 28点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 12点

⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	農業技術指導に係る各種業務
対象国/類似地域	ボリビア/全途上国
語学の種類	スペイン語

### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

ボリビアのアンデス山地の標高4000m地帯に広がる高地高原地域はアルティプラノと呼ばれ、鉛や亜鉛等の鉱物資源およびウユニ塩湖や文化遺産等の観光資源等の地域資源を利用した産業の他、アンデス高地の気候風土に適した農牧業が営まれている。我が国は2010年12月の日本ボリビア共同声明においてアルティプラノ地域の総合開発を重点分野に加えることを表明し、これを受けてJICAは2012年にアルティプラノ中南部地域総合開発プログラム準備調査を実施し、同地域の生産活動の課題を分析し、具体的な地域開発プログラム案の策定およびプログラムを構成するプロジェクト候補の形成を行った。

アルティプラノ南部に位置するポトシ県では就労人口の47%（県開発計画2008-2012）が農牧業に従事しており、農牧業が主要な産業として人々の生活の糧となっている。他方、同県の貧困率は79.7%（2001年国勢調査）とボリビア国内で最も高く、全国平均の半分以下の平均所得（約30USD/月）である。

ポトシ県庁は県開発計画（2008-2012）において、アルティプラノ地域の貧困削減ならびに地域間所得格差の解消に向けて、高い栄養価をもつ地場農産品の振興を最優先課題に掲げている。

このような状況下、ポトシ県庁は、県内の様々な営農課題に関する分析を行い、持続的な農業発展を推進するための助言を行う「農業技術アドバイザー（総合営農技術）」の派遣を日本政府へ要請した。

この要請を受け、JICAは2013年10月上旬から2014年9月中旬まで計3回（延べ約9か月間）、農業技術アドバイザーを派遣し、県内農業の特徴や課題、および導入すべき農業技術の抽出を行い、抽出した農業技術の適用可能性を実証するため、カウンターパート（C/P）機関であるポトシ県農牧局（SEDAG）と選定された5ヵ所のパイロットコミュニティによる農村開発アクションプランの策定活動を支援した。

今後、パイロットコミュニティにおけるアクションプラン実施を通じて各農業技術の導入における課題を抽出し、SEDAGのコミュニティ支援計画に反映していく必要がある。このため、SEDAGに対して必要な助言を行うと共に、パイロットコミュニティにおけるアクションプラン実施に対する継続的なモニタリング・評価分析を支援することで、SEDAGによるコミュニティ支援能力強化をはかっていくことが必要である。さらにこれらの活動を踏まえ、ポトシ県庁が策定中である農業・農村開発計画（仮称）に提言を行っていくことが求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「農業技術アドバイザー」として、SEDAGと各コミュニティによる、アクションプランに基づいた農業技術の実証・導入、およびそれらの活動のモニタリング・評価分析を支援し、同活動を踏まえてポトシ県庁が策定中である農業・農村開発計画（仮称）に対して提言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2014年11月下旬～12月上旬）

①以下の既存情報・資料を分析し、業務の背景及び内容を把握する。

- ・政策文書等（国家開発計画、農村・農林業改革セクター開発計画、ポトシ県開発計画等）
- ・各種ホームページ（関係する政府機関、団体、大学、他ドナー等）
- ・JICA案件の報告書（「アルティプラノ中南部地域総合開発プログラム準備調査報告書」、「高地高原中部地域開発計画」等）
- ・ボリビア国別評価報告書（外務省）等、ボリビアに関する一般情報
- ・各コミュニティのアクションプラン

②ワークプラン（全体および第一次現地派遣分）を作成しJICA農村開発部へ提出する。

(2) 第一次現地派遣期間 (2014年12月上旬～2015年4月中旬)

- ①現地業務開始時にJICAボリビア事務所及びC/P機関にワークプラン(全体および第一次現地派遣分)を提出、説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について打合せを行う。
- ②C/P機関による県内での農業技術支援の現状や課題について、最新の状況を確認する。
- ③C/P機関と各コミュニティによる、アクションプランに基づいた農業技術の実証・導入を支援する。
- ④パイロットコミュニティでは導入しない各種農業技術に関しても、県内の他地域で必要なものについては、SEDAGのその他の活動を通じて導入に際する課題を抽出し、分析を行う。
- ⑤ポトシ県における他ドナー等の動向を調査分析し、C/P機関との連携方法を検討の上、C/P機関に対して必要な助言を行う。
- ⑥現地業務結果報告書(第一次現地派遣分)を作成し、C/P機関及びJICAボリビア事務所に提出し報告する。

(3) 国内作業期間 (2015年4月下旬～2015年5月上旬)

- ①JICA農村開発部に現地業務結果報告書(第一次現地派遣分)を提出し、報告を行う。
- ②ワークプラン(第二次現地派遣分)を作成し、JICA農村開発部へ提出する。

(4) 第二次現地派遣期間 (2015年5月中旬～2015年9月下旬)

- ①現地業務開始時にJICAボリビア事務所及びC/P機関にワークプラン(第二次現地派遣分)を提出、説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について打合せを行う。
- ②第一次現地派遣期間で実施した、アクションプランに基づいた農業技術の実証・導入状況のモニタリング・評価分析を支援し、導入に関する課題を抽出・分析のうえ、提言を取りまとめる。
- ③第一次現地派遣期間④の活動に関し、分析を継続し、提言を取りまとめる。
- ④第一次及び第二次現地派遣期間における上記活動結果を取りまとめ、ポトシ県庁が作成している農業・農村開発計画に対して技術的観点から提言を行う。
- ⑤現地業務結果報告書(第二次現地派遣分)を作成し、C/P機関及びJICAボリビア事務所に提出し報告する。

(5) 帰国後整理期間 (2015年9月下旬～2015年10月上旬)

- ①専門家業務完了報告書を作成し、JICA農村開発部に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(全体および各次派遣) (和文2部: 監督職員、JICAボリビア事務所、西文3部: 監督職員、JICAボリビア事務所、C/P機関)  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(各次派遣) (和文2部: 監督職員、JICAボリビア事務所、西文3部: 監督職員、JICAボリビア事務所、C/P機関)  
記載項目は以下のとおり。
  - 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部: 監督職員、ボリビア事務所)  
記載項目は以下のとおり。
  - 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
  - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
  - 4) プロジェクト実施上での残された課題

## 5) その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。  
また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAボリビア事務所へ提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ボリビア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費： 50,000円×3ヶ月＝150,000円（概算見込）
- ・通信・運搬費： 50,000円×3ヶ月＝150,000円（概算見込）
- ・消耗品費： 100,000円×3ヶ月＝300,000円（概算見込）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### 1) 現地業務日程

現地派遣期間は「7. 業務の内容」に示した時期を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### 2) 現地での業務体制

本業務は技術協力個別案件（専門家）であり、業務従事者以外に本件に従事する者はありません。

#### 3) 便宜供与内容

空港送迎、宿舍手配、車輛借上げ等の便宜供与は提供されません。現地到着直後の日程についてはボリビア事務所が必要に応じてアレンジします。

### (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（03-5226-8425）にて配布します。

・専門家業務完了報告書（総合営農技術）※本業務従事者の前任

- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/sierraleone/001/outline/index.html>)

・プロジェクト基本情報

(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/220D44A8DABD59BF492579180079E584?OpenDocument&pv=VW02040104>)

・アルティプラノ中南部地域総合開発プログラム準備調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007300.html>)

### (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ①実施時期：11月14日（金）（予定）

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

- ②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③実施方法：
- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

#### (4) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

以上